

平成29年12月20日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の公開

公益社団法人日本年金数理人会

現在の確定給付企業年金実務基準につきまして、『年金数理人が遵守すべき事項』と『参考になる実務を説明する教育的事項』を明確にする観点、及び、平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正を反映する観点から検討を行ってまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、平成29年10月19日に改定に関する草案を公開し、平成29年11月20日までコメントの募集を行いました。提出されたコメント内容を踏まえ、明確化の観点等により修正を加えた上で公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以 上

数理実務基準

該当箇所	公開草案	修正	修正の趣旨
前文	(前文) 公益社団法人日本年金数理人会は、確定給付企業年金制度の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、会員が、専門的職能人としての技術及び注意をもって、確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務を適切に遂行するために、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」および「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」を制定する。	(前文) 公益社団法人日本年金数理人会は、確定給付企業年金の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、会員が、専門的職能人としての技術及び注意をもって、確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務を適切に遂行するために、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」を制定する。	他の記載にあわせ修正
1. 目的	1. 目的 本実務基準の目的は、会員が遵守すべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとなることを目指すことである。 そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。	1. 目的 本実務基準の目的は、会員が遵守すべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとする こと を目指すことである。 そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。	明瞭性
6. 関連資料の入手	6. 関連資料の入手 会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程、並びに、勘定科目の内 で 本専門業務によって得られる情報（責任準備金、及び、同増減）以外の諸数値が含まれる。財政悪化リスク相当額を算定する場合は、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常 の 予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」第2条に定める区分ごとの資産の額、ないし、リスク算定用資産構成割合が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。 (注) 例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等に含める。	6. 関連資料の入手 会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程、並びに、勘定科目の内 で 本専門業務によって得られる情報（責任準備金、及び、同増減）以外の諸数値が含まれる。財政悪化リスク相当額を算定する場合は、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常 の 予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」第2条の別表に定める区分ごとの資産の額、ないし、リスク算定用資産構成割合が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。 <u>関連資料に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。</u> (注) 例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等に含める。	明確化 他の記載にあわせ修正

8. 基礎率の確定	<p>8. 基礎率の確定</p> <p>会員は、必要に応じて「9. 基礎率に関する助言」に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。</p> <p>事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。</p> <p>本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。</p> <p>(注) 基礎率には、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、昇給指数、給付の額の再評価及び額の改定に用いる指標の予測、一時金選択率、並びに、新規加入の見込みが含まれる。</p>	<p>8. 基礎率の確定</p> <p>会員は、必要に応じて次項に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。</p> <p>事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。</p> <p>本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。</p> <p>(注) 基礎率には、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、昇給指数、給付の額の再評価及び額の改定に用いる指標の予測、一時金選択率、並びに、新規加入の見込みが含まれる。</p>	他の記載にあわせた修正
9. 基礎率に関する助言	<p>9. 基礎率に関する助言</p> <p>会員は、本専門業務において用いる基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。</p> <p>① 基礎率の特性、その相互の関係、及び、その変動による確定給付企業年金制度への影響について助言する。</p> <p>② 適正な年金数理に基づく判断される基礎率を提示する。会員が提示すべき基礎率を作成するにあたって、過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、必要に応じて方法の見直しを事業主等に提示する。そのため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。</p> <p>③ リスク分担型企業年金に関し、決定した基礎率が給付額へ影響する可能性について助言する。</p>	<p>9. 基礎率に関する助言</p> <p>会員は、本専門業務において用いる基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。</p> <p>① 基礎率の特性、その相互の関係、及び、その変動による確定給付企業年金への影響について助言する。</p> <p>② 適正な年金数理に基づく判断される基礎率を提示する。会員が提示すべき基礎率を作成するにあたって、過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、必要に応じて方法の見直しを事業主等に提示する。そのため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。</p> <p>③ リスク分担型企業年金に関し、決定した基礎率が給付額へ影響する可能性について助言する。</p>	他の記載にあわせた修正

<p>13. 報告</p>	<p>13. 報告 ①事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び定款第5条第1項に定める区分を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。</p> <p>②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び署名押印 会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に記載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、署名押印した確認書により報告する。 会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、署名押印してはならない。</p>	<p>13. 報告 ①事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び会員の資格（定款第5条第1項に定める区分をいう。）を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。</p> <p>②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び署名押印 会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に記載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、署名押印した確認書により報告する。 会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、署名押印してはならない。</p>	<p>明確化 余白の挿入</p>
<p>14. 適用</p>	<p>14. 適用 本実務基準の改定は、遅くとも平成29年●月●日（仮）以降に報告する本専門業務に適用することとし、本実務基準の改定の公表の日以降に報告する本専門業務から適用することを推奨する。</p> <p>（補足） ・本実務基準の改定により新たな義務を会員に課すこととなるため、適用開始期限は改定日の約6か月後とする猶予措置を検討しているが、当該猶予措置の短縮または削除も検討する。</p>	<p>（削除）</p>	<p>—</p>

数理実務ガイドランス

該当箇所		公開草案	修正	修正の趣旨
用語の略称等		—	(適年移行は廃止、リスク対応掛金に対応する弾力拠出、定率拠出を追加)	他の記載にあわせた修正
第2節	P. 2	あらかじめ	予め	他の記載にあわせた修正
第3節		左列（ガイドランス内容）と右列（備考欄）の記載位置がずれてる	(修正)	明瞭性
第3節	P. 3 P. 16	$=1000 \times 1.03 - 300 \times 1.03^{0.5}$	$=1000 \times 1.03 - 300 \times 1.03^{0.5}$	明瞭性
第3節	P. 14	(5) リスク対応掛金額	(5) リスク対応掛金	他の記載にあわせた修正
第3節	P. 22	(2) 規則第64条に基づく臨時拠出による特例掛金 ・規則第64条に基づき特例掛金を拠出する場合、予め規約に定めることにより、特例掛金を拠出すると同時に掛金収入現価が変わらないようにリスク分担型企業年金掛金を変更することができる。	(2) 規則第64条に基づく臨時拠出による特例掛金 ・リスク分担型企業年金において、規則第64条に基づく特例掛金を拠出すると同時に掛金収入現価が変わらないようにリスク分担型企業年金掛金額を変更することをあらかじめ定めておくことにより、規則第64条に基づく特例掛金を拠出する場合にあっては、翌事業年度以降リスク分担型企業年金掛金を、その現価相当額が当該特例掛金額に相当する額の分減少するように変更することができる。	規約例の記載にあわせた修正
第4節 第5節 付録1第1項	P. 1 P. 1	・平成29年1月1日を施行日とする、平成28年12月14日付厚生労働省令第175号に規定される、確定給付企業年金法施行規則の改正後の財政運営を「新基準」、改正前の財政運営を「旧基準」という。	(削除)	「用語の略称等」に包含
第4節	P. 4	備考欄①	右記①	他の記載にあわせた修正
第4節	P. 8	備考欄	右記	他の記載にあわせた修正
第4節	P. 10	法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））	法第82条の2第1項に定める企業型年金	「用語の略称等」に包含
第4節 第5節 付録1第1項	P. 29 P. 5 P. 20	(用語の略称等)	(削除)	「用語の略称等」に包含
第4節	P. 24	(*) 「④評価方法の変更」の備考欄参照	(*) 「④評価方法の変更」参照	他の記載にあわせた修正
第5節	P. 1	平成28年12月14日付厚生労働省告示第412号（以下、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」と呼称）第3条第1項第1号	「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第3条第1項第1号	「用語の略称等」に包含
第6節	P. 1	[用語の略称等] 参照	(削除)	「用語の略称等」に包含
補足事項 財政悪化リスク 相当額	P. 16	・掛金収入現価の増加額は、標準掛金の変動を考慮して算定することが考えられる。	・掛金収入現価の増加額は、標準掛金の変動を考慮して算定することが考えられるが、リスク分担型と同様に、標準掛金の変動を考慮せず算定することも考えられる。	明確化

付録1第1項	P. 1	付録 2	第 2 項	他の記載にあ わせた修正
付録1第1項	P. 1 P. 2 P. 11 P. 12	後出の「別添資料」参照	(削除)	他の記載にあ わせた修正
付録1第2項	P. 1	付録 1	第 1 項	他の記載にあ わせた修正
付録1第2項	P. 1 P. 2 P. 6 P. 8	後出の「別添資料」参照	(削除)	他の記載にあ わせた修正
付録1第1項	P. 10	弾力償却又は定率償却	弾力拠出又は定率拠出	他の記載にあ わせた修正
付録1第3項		承認認可基準通知別紙3 申請書類一覧(抜粋)	(削除)	通知の再掲載 であるため
付録2		確定給付企業年金法施行令等	確定給付企業年金法令等	他の記載にあ わせた修正
全般		承認・認可基準	承認認可基準通知	通知での略称 に統一